

遠賀町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 遠賀町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ～ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	老良地区 平成9年度(23年) 尾倉・若葉台地区 平成11年度(21年) 遠賀北部地区 平成17年度(15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	20.9人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(老良、遠賀北部) ※尾倉・若葉台処理区は公共下水道に編入済		
処 理 場 数	2箇所(老良浄化センター、遠賀北部浄化センター) ※尾倉・若葉台浄化センターは令和2年3月機能廃止		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成29年度に策定した最適整備構想により、令和元年度に尾倉・若葉台処理区を公共下水道に編入しました。残り2処理区については、令和7年度に老良処理区、令和8年度に遠賀北部処理区を公共下水道に編入する計画としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 10m ³ まで:1,350円 超過料金 1m ³ につき175円					
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	無					
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	無					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和5年度	3,100 円 (税抜)	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和5年度	3,333 円 (税抜)	
	令和4年度	3,100 円 (税抜)		令和4年度	3,329 円 (税抜)	
	令和3年度	3,100 円 (税抜)		令和3年度	3,316 円 (税抜)	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	農業集落排水事業は、資本投資もなく、維持管理も民間全部委託のため人件費は計上していません。
事 業 運 営 組 織	維持管理については、消耗品費までを含む包括的な民間全部委託としています。下水道使用料徴収についても他団体の水道事業に委託としています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、自家用電気工作物保安管理業務、電気設備保守点検業務、水質検査業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	令和8年9月末に公共下水道への編入が完了する予定のため、指定管理者制度を導入する予定はありません。
	ウ PPP・PFI	令和8年9月末に公共下水道への編入が完了する予定のため、PPP・PFIを導入する予定はありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	資本投資抑制のため、初期投資が必要となるエネルギー利用は行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度に策定・公表した、令和5年度経営比較分析表を添付しています。
この経営比較分析表は経営の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができます。

2. 将来の事業環境

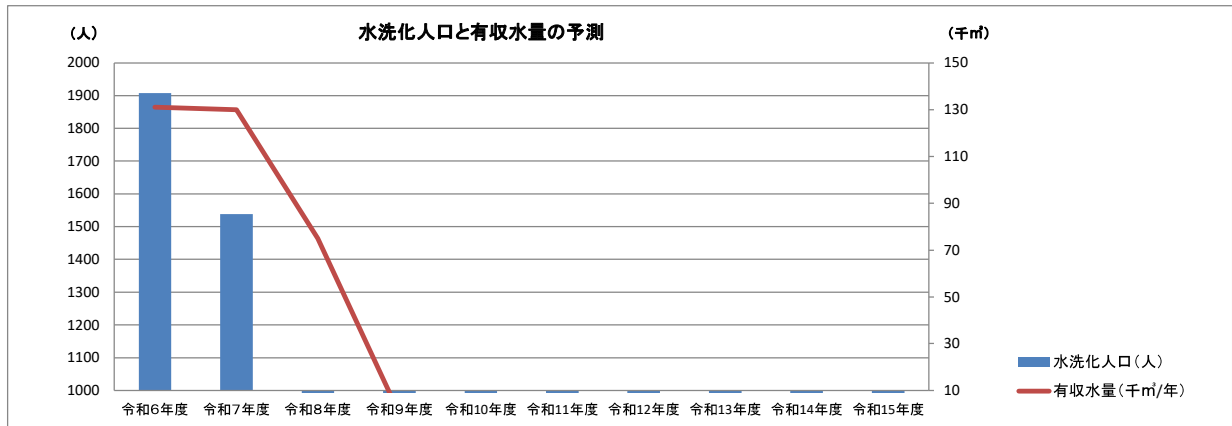
(1) 処理区域内人口の予測

○コーホート要因法による人口減少に、公共下水道への編入人口を加味して設定しています。令和8年9月末に公共下水道への編入が完了する予定のため、統計上の人口はゼロとなります。



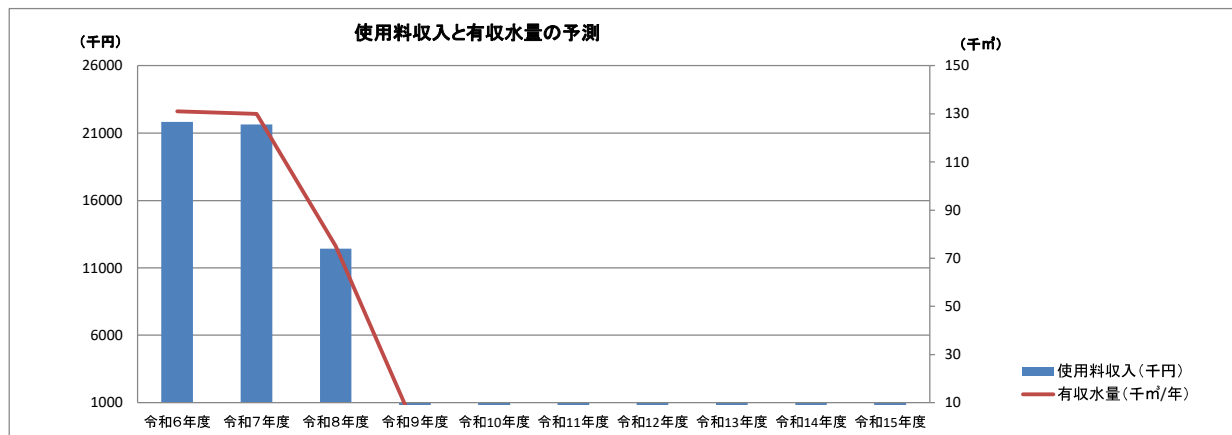
(2) 有収水量の予測

○人口減少、公共下水道への編入を加味した水洗化人口に実績原単位を乗じて算定しています。令和8年9月末に公共下水道への編入が完了する予定のため、有収水量はゼロとなります。



(3) 使用料収入の見通し

○有収水量に使用料単価を乗じて予測しています。



(4) 施設の見通し

下水道新設管渠は平成6年度から平成17年度に整備を行ったため老朽管はありません。また、現有2処理区(老良処理区、遠賀北部処理区)は順次、公共下水道に編入する予定のため、老良浄化センターは令和7年度に機能廃止、遠賀北部浄化センターは令和8年度に機能廃止の予定です。

(5) 組織の見通し

維持管理については、消耗品費までを含む包括的な民間全部委託とし、下水道使用料徴収についても他団体の水道事業に委託としています。

3. 経営の基本方針

○処理および経営の安定のため、平成29年度に策定した最適整備構想により、3処理区の内1処理区を公共下水道に編入しました。残り2処理区についても、令和7年度、8年度に公共下水道に編入する方針としています。

○経常経費の抑制に努め、施設管理の民間全部委託により維持経費を節減し、経営効率を高めます。

○水洗化の促進により、下水道使用料収入増に努めます。今後の使用料改定については、3～5年おきに見直しを行う本計画に合わせ、財政状況の検証や、物価高の状況等の社会情勢を踏まえ定期的に検討することとしています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○平成29年度に策定した最適整備構想により、現有2污水处理施設は順次、公共下水道に編入する予定としています。老良浄化センターは令和7年度に機能廃止、遠賀北部浄化センターは令和8年度に機能廃止の予定です。
-----	---

○新規投資は計上していません。

○下水道新設管渠は、平成6年度から平成17年度に整備を行ったため老朽管はありません。

○現有2污水处理施設(老良浄化センター、遠賀北部浄化センター)は平成9年度供用施設、平成17年度供用施設であるため、現在のところ老朽度は高くはありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○水洗化の促進により、下水道使用料収入増に努めます。今後の使用料改定については、3～5年おきに見直しを行う本計画に合わせ、財政状況の検証や、物価高の状況等の社会情勢を踏まえ定期的に検討することとしています。
-----	---

○経費回収率につきましては、令和5年度 71.5%ですが、現有2污水处理施設は、令和7年度、令和8年度に、順次、公共下水道に編入する予定としています。編入後の公共下水道事業では経費回収率100%の予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○包括的な民間委託により、農業集落排水事業において人件費は計上していません。

○維持管理については、消耗品費までを含む包括的な民間全部委託としています。

○下水道使用料の徴収を他団体の水道事業に委託することにより、維持管理費の低減に努めています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

※ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	尾倉・若葉台処理区は平成29年度に策定した最適整備構想により、公共下水道に編入済みです。老良処理区、遠賀北部処理区については、令和7年度、令和8年度に公共下水道に編入予定です。
投資の平準化に関する事項	現在有している污水处理施設、管路施設で計画期間中に耐用年数を超えるものはありません。平成29年度に策定した最適整備構想により、污水处理施設は順次、公共下水道に編入後機能廃止予定です。管路施設は更新需要が一定期間に集中することが考えられますので、公共下水道に編入後、施設の現地調査を実施するとともに、調査結果に基づく中長期的な施設管理方針を策定します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中に新規投資の予定はありません。
その他の取組	計画期間中に新規投資の予定はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の使用料改定については、3～5年おきに見直しを行う本計画に合わせ、財政状況の検証や、物価高の状況等の社会情勢を踏まえ定期的に検討することとしています。
資産活用による収入増加の取組について	未利用土地・施設はなく、また、企業債元利償還金の一部を一般会計繰入金で賄っていますので基金積立運用も困難な状況です。
その他の取組	水洗化促進により下水道使用料収入増に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も包括的な民間委託による施設管理を実施することで、維持管理費の低減に努めます。
職員給与費に関する事項	包括的な民間委託により、農業集落排水事業において人件費は計上していません。
動力費に関する事項	委託業者と連絡調整をとり、電力量の節減に努めます。
薬品費に関する事項	包括的な民間委託とすることで節減を図ります。
修繕費に関する事項	施設の状態監視を行い、予防修繕を計画的に行うことで施設管理費の低減に努めます。
委託費に関する事項	消耗品費まで含めた包括的な民間委託としており、維持管理費の低減に努めます。
その他の取組	水洗化促進につながる取組について、費用対効果を考慮し、必要であれば実施します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	水洗化勧奨等による下水道使用料収入の増や、消耗品費までを含む包括的な民間全部委託による適切な施設管理により経費を節減することができています。今後、令和7年度、令和8年度に公共下水道に編入するまでの間、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行い、公共下水道編入後も財政状況や社会情勢を踏まえた上で3～5年おきに見直しを行います。
---------------------	--

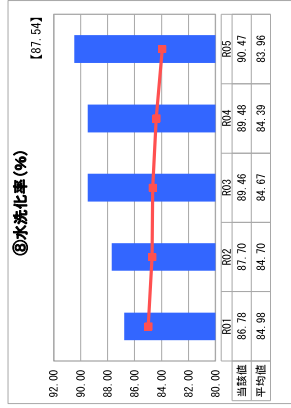
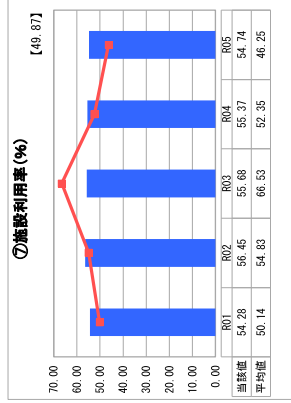
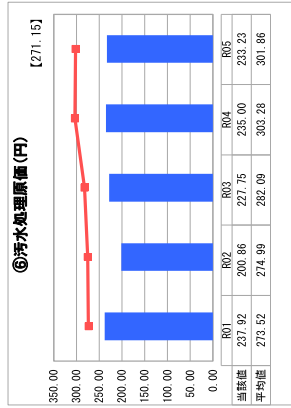
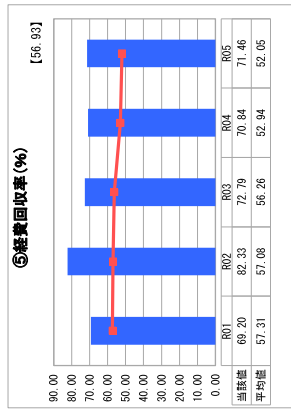
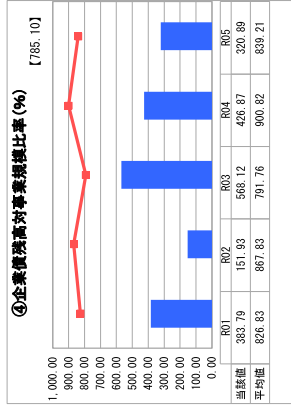
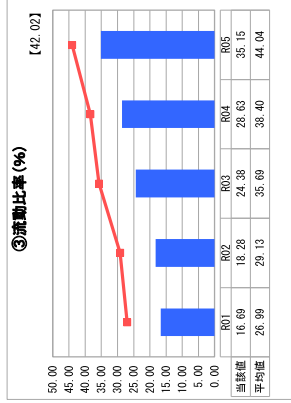
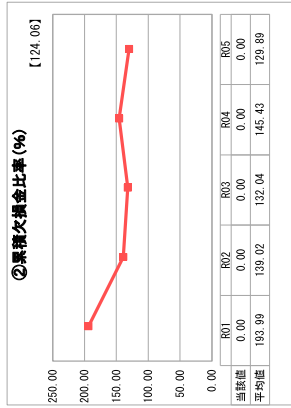
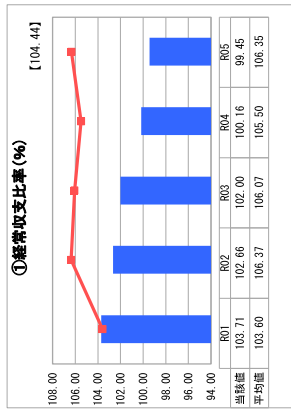
経営比較分析表（令和5年度決算）

集落名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業用排水	F2	非設置
資金充足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり要経料金(円)
-	76.92	11.26	100.00	3,410

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
18,999	22.15	857.74
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,130	1.02	2,088.24

分析

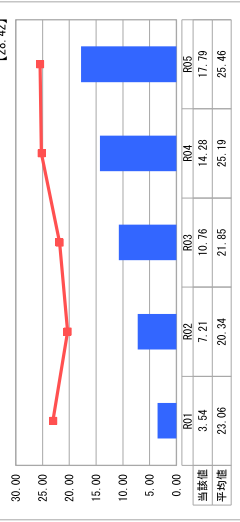
1. 性・健全性の維持



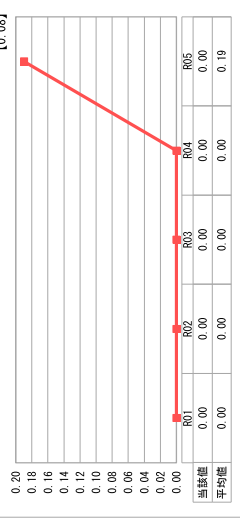
2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率
・令和元年度地方公営企業法を適用し5年目の決算であるため、減価償却率は類似団体平均を下回っている。
②管線老朽化率、③管理改善率
・平成6年度から平成17年度の整備を行った下水道新設管線は経過年数28年以上のたため老朽管はない。

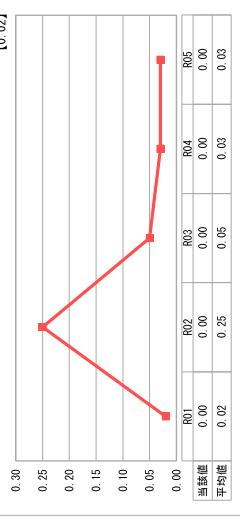
①有形固定資産減価償却率(%)



②管渠老朽化率(%)



③管渠改善率(%)



全体總括

- ・健全な財政運営を行うため、令和元年度より地方公営企業法を適用した。
・各指標は類似団体と比較して概ね良好な経営状況にあると評価する。
- 水および経費の安定のため、平成29年度に策定した普通水道供給構想により、3年連続的に浄水を令和元年年度まで公共下水に入水している。残り用地については順次、公社として取得し、将来的には下水道管の敷設などによる環境整備を進めるとしている。
- 令和7年度に、平成6年度に行なった使用料改定の事後検証を行い、計画目標を再確認することを建設予定している。今後の経過観察も必要であるとしている。

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
18,999	22.15	857.74
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
2,130	1.02	2,088.24

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業廃排水	F2	非設置
資金不足比率 (%)		普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり製造料金(円)
-		76.92	11.26	100.00
				3.410

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分		年度	前年度 (決算)	本年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
収益	1. 営業収益	(A)	21,487	21,816	21,637	12,426							
	(1) 料金収入		21,487	21,816	21,637	12,426							
	(2) 受託工事収益	(B)											
収益	(3) その他												
	2. 営業外収益												
	(1) 補助金		60,653	61,307	55,959	7,985							
収益	(2) 他会計補助金		25,694	28,982	27,480								
	(3) 前受金		25,694	28,982	27,480								
収益	(2) 長期前受金の		30,110	30,110	25,778	7,624							
	(3) その他		4,849	2,215	2,701	361							
収益	収入計	(C)	82,140	83,123	77,596	20,411							
	1. 営業費用		76,007	77,736	72,305	24,057							
	(1) 職員給与												
収益	退職給付												
	その他												
収益	(2) 経費		25,486	27,215	28,715	11,098							
	動力費		5,518	7,358	8,636	3,364							
収益	修繕費		3,433	4,111	3,182	910							
	材料費												
収益	その他		16,535	15,746	16,897	6,824							
	(3) 減価償却費		50,521	50,521	43,590	12,959							
収益	2. 営業外費用		6,589	5,779	5,031	1,835							
	(1) 支払利息		6,253	5,244	4,308	1,835							
収益	(2) その他		336	535	723								
収益	支出計	(D)	82,596	83,515	77,336	25,892							
	経常損益	(C)-(D)	△ 456	△ 392	260	△ 5,481							
特別	特別損益	(F)				1,567							
特別	特別損失	(G)			1	2,506							
特別	特別損益	(F)-(G)			△ 1	△ 939							
当年度	純利益(又は純損失)	(E)+(H)	△ 456	△ 392	259	△ 6,420							
繰越	利益剰余金又は累積欠損金	(I)	7,352	6,960	7,219	799							
流動	資産	(J)	17,188	21,365	15,758	7,470							
流動	うち未収金		2,222	2,388	2,477	1,230							
流動	負債	(K)	48,895	39,866	18,185								
流動	うち建設改良費		41,999	35,105	13,988								
流動	うち一時借入金												
流動	うち未払金		6,891	4,754	4,190								
累積欠損金比率		$\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額		(L)											
営業収益－受託工事収益		(A)-(B)	21,487	21,816	21,637	12,426							
地方財政法による資金不足の比率		$\frac{(L)}{(M)} \times 100$											
健全化法施行令第16条により算定した健全化資金の不足額		(N)											
健全化法施行規則第6条に規定する健全化消可能資金不足額		(O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(P)											
健全化法第22条により算定した健全化資金不足比率		$\frac{(N)}{(P)} \times 100$											

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度	前年度 (決 算)	本年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債											
		2. 他会計出資金	21,759	22,908	17,377	10,000							
		3. 他会計補助金											
		4. 他会計負担金											
		5. 他会計借入金											
		6. 国(都道府県)補助金											
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工事負担金											
		9. その他				1,016							
		計 (A)	21,759	22,908	17,377	11,016							
資本的支出	資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
		純計 (A)-(B) (C)	21,759	22,908	17,377	11,016							
		1. 建設改良費											
		うち職員給与費											
		2. 企業償還金	41,871	42,000	35,105	13,988							
		3. 他会計長期借入返還金											
		4. 他会計への支出金											
		5. その他		2	3	1,017							
		計 (D)	41,871	42,002	35,108	15,005							
		(E) 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	20,112	19,094	17,731	3,989							
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	20,112	19,094	17,731	3,989							
		2. 利益剰余金処分額											
		3. 繰越工事資金											
		4. その他											
補填財源不足額	補填財源不足額	計 (F)	20,112	19,094	17,731	3,989							
		(E)-(F)											
		他会計借入金残高 (G)											
		企業償還金残高 (H)	279,142	237,143	202,038								

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度	前年度 (決 算)	本年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
収益的収支分	収益的収支分	うち基準内繰入金	25,694	28,982	27,480								
		うち基準外繰入金	22,416	23,441	19,420								
		計	3,278	5,541	8,060								
資本的収支分	資本的収支分	うち基準内繰入金	21,759	22,908	17,377	10,000							
		うち基準外繰入金											
		計	21,759	22,908	17,377	10,000							
合 計	合 計	うち基準内繰入金	21,759	22,908	17,377	10,000							
		うち基準外繰入金											
		計	47,453	51,890	44,857	10,000							